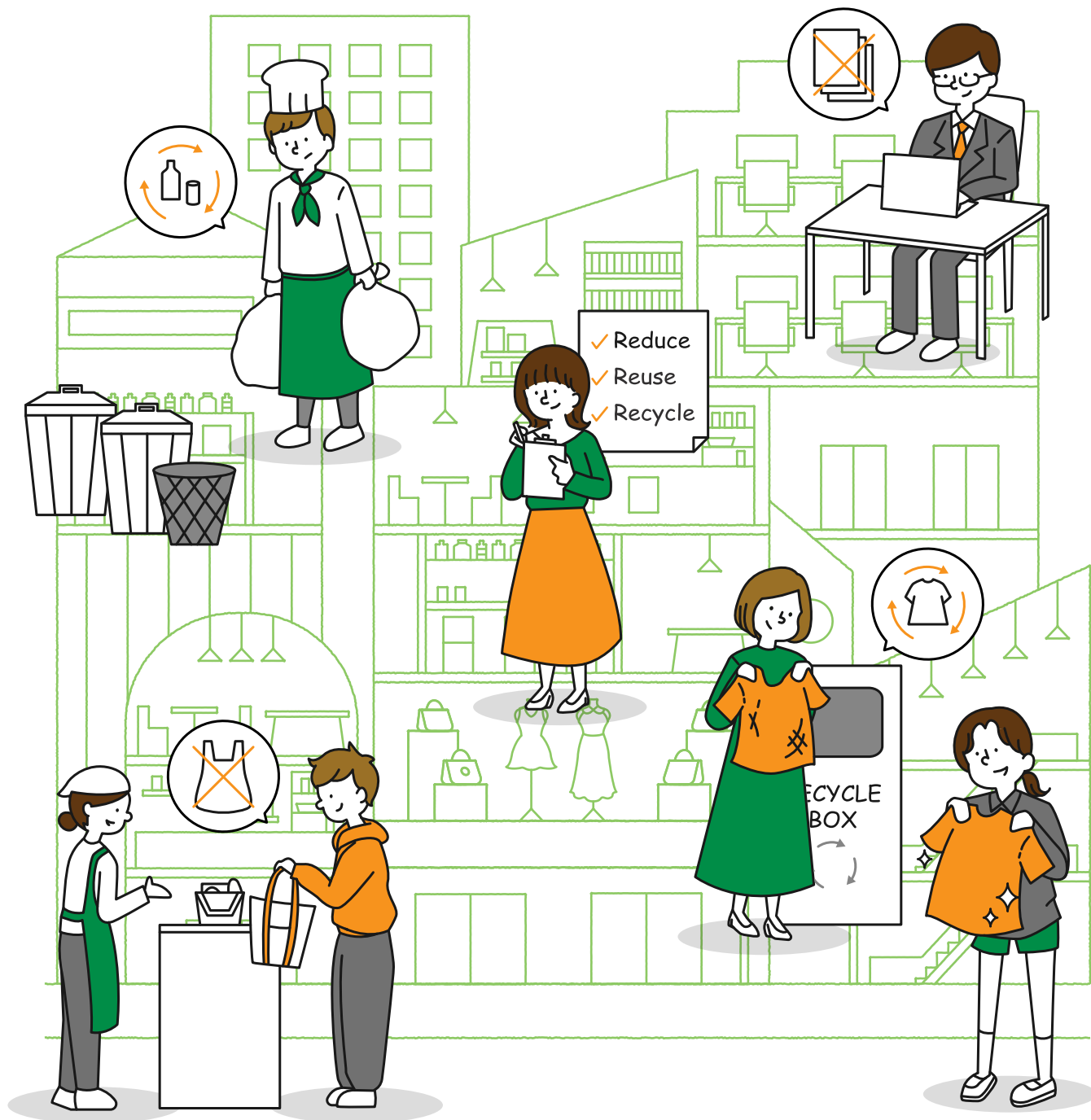


3 R ガイドライン

オフィス・商業施設向け



2023年3月
東京都環境局資源循環推進部計画課

目次

はじめに～求められるプラスチック対策～	1
3Rアドバイザー事業とは	2
そもそも廃棄物ってなに？	3
事業活動に伴う廃棄物の種類と具体的な例	4～5
20種類の産業廃棄物 種類と具体的な例	6
日常にこんな場面はありませんか？	7
3Rの推進	8
3Rに向けた取り組みのステップ	9
3Rの実践（具体的な取り組み例）	10～11
プラスチックの3R	12～15
紙類の3R	16～17
食品廃棄物の3R	18～19
優良な取組事例	20～24
セルフチェック	25～27
大規模建築物の再利用取組状況	28
Q&A	29～30
3Rアドバイザー事業のご案内	31
廃棄物・資源循環に関する組織の紹介	32

Reduce

3R Reuse

Recycle

はじめに

～求められるプラスチック対策～

東京都は 2050 年のCO₂排出実質ゼロの実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略 2020Update&Report」を 2021 年3月に策定しました。戦略の中では 14 の政策が挙げられており、プラスチック対策については、家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を 2030 年までに 40% 削減させるという目標を掲げています。

プラスチックは様々な場面で使用されていますが、原料である石油の採掘や製造、流通から消費、廃棄に至るまでの各段階でCO₂が排出されており、気候変動への影響が懸念されています。都内には多数のオフィスビルや商業施設（以下、オフィスビル等）があり、多くの廃棄物・資源物が排出されていますが、リサイクルが進んでいる品目がある一方で、プラスチックは熱回収や焼却処分されることが多く、資源循環に向けた取り組みが進んでいないのが現状です。

そこで東京都はプラスチックやその他の廃棄物の3Rを促進するため、オフィスビル等を対象とした3Rアドバイザー事業を 2020 年度から開始しています。

3Rの促進にはオフィスビル等のオーナーや管理会社、テナント等の皆さまの連携が不可欠です。本ガイドラインは皆さまに具体的な3Rを実践していただくための指針として作成したものです。

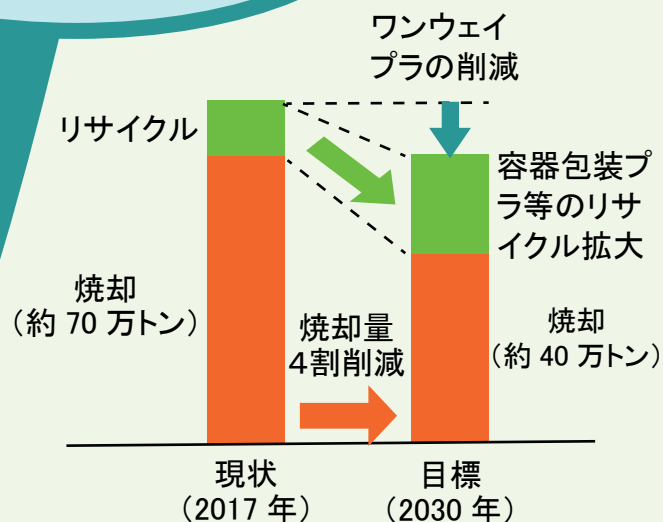
ぜひご活用いただき3R促進の一助としていただければ幸いです。

東京 2020 大会

2050 年 CO₂実質ゼロの プラスチック利用

- 2050 年に向けたチャレンジ
 - ・大幅なリデュースと使い捨てプラスチックの廃絶
 - ・水平リサイクル等の革新的技術の実装・普及
 - ・海洋へのプラスチック流出ゼロに

2030 年 目標



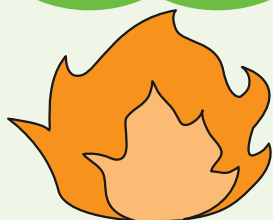
- 2030 年目標達成に向けた施策の方向性
 - ・共感を広げ、行動変容を促進
 - ・先進的な企業と連携したイノベーションの創出
 - ・区市町村と連携した分別・リサイクルの促進強化
 - ✓3Rアドバイザーが業務系ビルの分別・リサイクルを促進
 - ・国内循環ルート構築、海ごみ発生抑制

3Rアドバイザー事業とは

オフィスビル等では、各テナントが個別に廃棄物を排出しており、ビルオーナー等の協力がなければ建物単位での分別の徹底がしづらく、保管スペースも限られていることから、分別・リサイクルが十分に進んでいないのが実情です。



紙ごみ 食品廃棄物
プラスチック



また、オフィスビル等から出る廃棄物は、紙ごみや割箸など事業系一般廃棄物と、廃プラスチックなど産業廃棄物に法律上区分され分かりにくく、指導監督が区市町村（一般廃棄物）と都（産業廃棄物）に分かれていることも分別・リサイクルが進まない要因の1つとなっています。加えて、廃プラスチック処理の多くが焼却による熱回収となっており、CO₂対策の観点から、焼却量削減は大きな課題です。

こうした状況を踏まえ、都はオフィスビル等における3R(Reduce, Reuse, Recycle)の取り組みを向上させていくため、廃棄物の排出実態を調査・把握の上、廃プラスチックをはじめ廃棄物全般の知見を有する3Rアドバイザーが区市町村と連携しながら、各現場に即した3Rの取り組みを的確に助言する事業を開始しています。

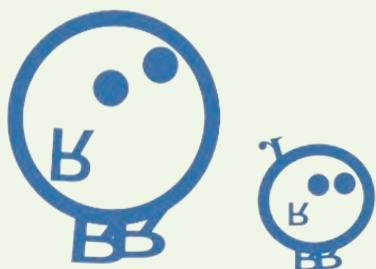
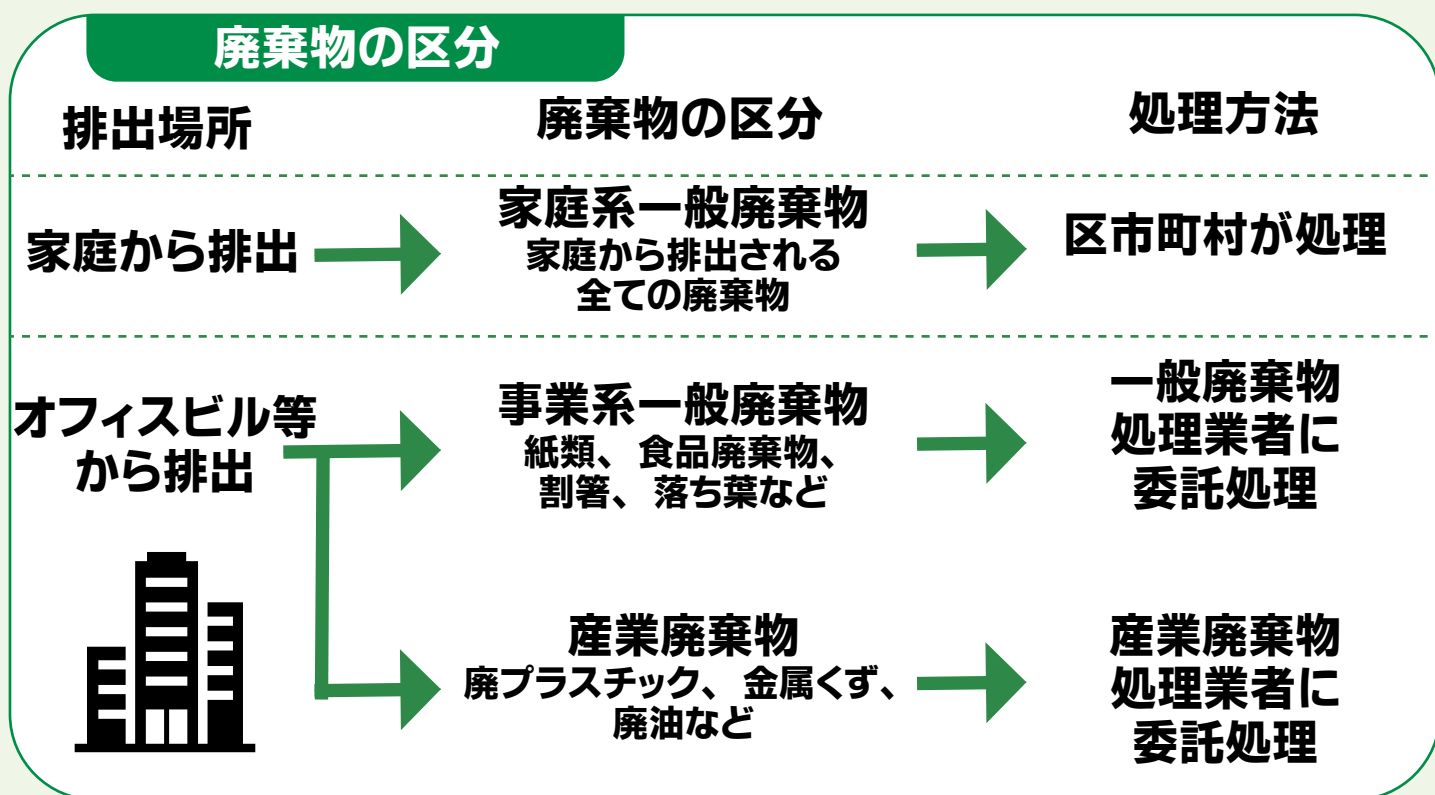


そもそも廃棄物ってなに？

職場や家庭から排出される廃棄物については、廃棄物処理法*で区分されています。

下図の通り、家庭からの廃棄物は全て区市町村が所管する家庭系一般廃棄物であるのに対して、オフィスビル等からの廃棄物は、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類されます。

事業活動に伴い排出される法定の 20 種類が産業廃棄物（6ページ参照）、それ以外は一般廃棄物となります。






廃棄物処理法では、事業活動に伴って排出した廃棄物を自らの責任で適正に処理することとされており、事業者の皆様は廃棄物の種類や区分を理解の上、適切に委託業者や処理方法等を考えることが重要になります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第2条第1項

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

事業活動に伴う廃棄物の

事業系一般廃棄物の分別・回収方法は区市町村によって異なります。必ず、所在の区市町村のホームページ等でご確認ください。

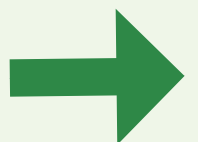
事業系一般廃棄物	品目	具体例	
	紙類	<p>コピー用紙、OA用紙など 新聞紙、折込広告など(チラシ) 雑誌、パンフレット、色付紙 一括文書(機密文書など) 段ボール その他紙類 (複写式伝票、封筒、シュレッダーくずなど)</p>	
	厨芥類	<p>茶殻、残飯などの生ごみ</p>	
	その他	<p>汚れの付いた紙 リサイクルできない紙類 敷地内の枝葉など</p>	

産業廃棄物	品目	具体例	
	びん 飲料用の・ 食料用の・	<p>飲料・食料用のびん</p>	
	缶 飲料用の・ 食料用の・	<p>飲料・食料用の缶</p>	
ペットボトル 飲料用の・ 食料用の・	<p>飲料・食料用の ペットボトル</p>		

種類と具体的な例

品目	具体例
プラスチック類	ビニール袋、発泡スチロール、プラスチック製ごみなど 
ガラス類	コップなどのガラス類、茶碗などの陶器類 
金属類	ハサミや刃物類、バインダーの金具、金属製品ごみなど 
廃油	潤滑油、切削油、洗浄油、鋳物油、動植物油、溶剤などの廃油 
食用油	調理油 
医療廃棄物	血液の付着した脱脂綿やガーゼ、血液などが付着している鋭利な物など 
特定の事業に伴う廃棄物	特定の事業から排出される紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ 

詳しい産業廃棄物の分類は次へ



20 種類の産業廃棄物 種類と具体的な例

下図の産業廃棄物に該当しない廃棄物は一般廃棄物となります。

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	(2)汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3)廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4)廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃写真現像液、廃ソーダ液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む。)
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
	(8)金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	(10)鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
※排出する業種等が限定されるもの	(13)紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 (注:これ以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物)
	(14)木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 (注:これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物) ②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。) (注:木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません。)
	(15)繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業(注:これ以外の業種から発生する、天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物)
	(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20)汚泥のコンクリート固型化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

※上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系の一般廃棄物となります。(ただし、(14)②は全ての業種で産業廃棄物となります。)

日常にこんな場面はありませんか？

使い捨てワークスタイル



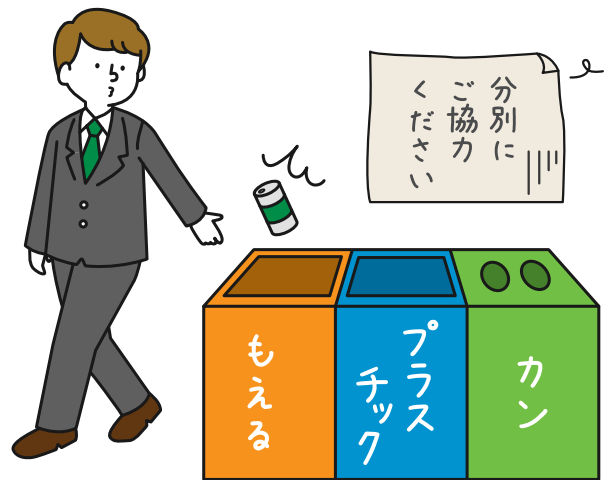
エコグッズの未利用



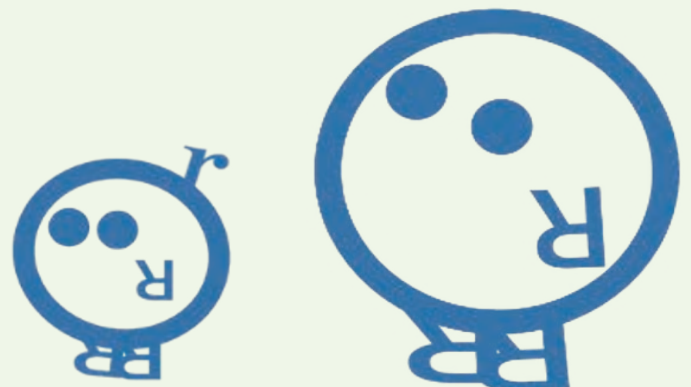
3Rについて無関心



手元分別の不徹底



廃棄物の処理について無関心



3Rの推進

廃棄物の削減に向けて重要なキーワードが「3R」です。

まず、廃棄物を発生させない、発生している廃棄物を減らしていくリデュースの取組が重要です。また、資源を節約し、環境負荷を小さくするためには、すぐ捨てるのではなく繰り返し使うリユースをするほか、やむを得ず不要になったものも、「分ければ資源」の言葉通り、分別を徹底することでリサイクルすることができます。なお、CO₂排出量の削減に向けては、熱回収に頼らないリサイクルを進める必要があります。

3Rの優先順位

Reduce

リデュース（発生抑制）

ワンウェイプラスチックなど、すぐごみになるものを減らしましょう。

Reuse

リユース（再使用）

繰り返し長く使うことで、ごみの発生量を減らしましょう。

Recycle

リサイクル（再資源化）

もう一度、資源として活用しましょう。

3Rを実践するメリット

メリット① コスト低減

廃棄物の発生抑制や再使用は、廃棄物の減量化だけでなく、廃棄物処理コストの低減、備品購入費の節約などにも寄与します。

メリット② 企業イメージの向上

資源を大切に使う3Rの推進はSDGsの取り組みにもつながり、CSRの向上にも貢献します。

メリット③ 事業所の環境意識向上

国内外の脱炭素化の動きに伴って社会全体の環境意識は高まっており、事業所の率先した行動が求められています。

メリット④ 環境保全への貢献

3Rなどの積極的な推進は、貴重な資源消費の抑制や、CO₂排出量削減による気候変動対策など、環境に配慮した持続可能な社会の構築に大きく貢献します。

3Rに向けた取り組みのステップ

適切なステップで3Rに取り組むことで大きな効果を生み出すことができます。以下のステップを参考にして自社の3Rを検討し、より良い取り組みを目指しましょう。

ステップ1 現状把握、分別ルールの設定・周知

まずは自分たちの廃棄物排出状況を把握することが重要です。具体的には「品目」（プラスチック、食品廃棄物等）、「排出量」（重量、容量等）、リサイクル率を把握し、それぞれ改善に向けた目標を設定しましょう。また、自治体や廃棄物処理業者に確認し、適切な分別ルールを設定しましょう。設定した分別ルールは関係者に周知し、正しく分別してもらうことが重要です。

ステップ2 リデュース

現在の排出品目や排出量、リサイクル率が把握できたら、まずはリデュースを検討してみましょう。マイボトルの利用促進や包装の簡易化など様々な手法がありますが、実現可能かつ持続可能な取り組みを進めることが重要です。

ステップ3 リユース

リデュースできない廃棄物はリユースできないかを検討してみましょう。OA用紙を裏紙として利用したり、事務用品を繰り返し使用する等して、新しい製品の使用量を削減してみましょう。廃棄物削減だけでなく、製品購入費用の削減にもつながります。

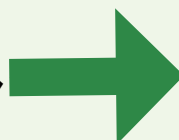
ステップ4 リサイクル

リデュース、リユースの取り組みを検討・実施し、それでも発生してしまう廃棄物は適切にリサイクルしましょう。また、既にリサイクルされている品目については、より細かい分別を行い、高度なリサイクルを検討することも重要です。

ステップ5 点検・改善

取り組みを実施した後も、排出量や分別状況などを定期的に点検し、見直しを図ることが重要です。必要に応じて取り組みを見直したり、関係者と協議するなどして、より良い取り組みを検討しましょう。

具体的な取り組み例は次のページへ





ステップ1 現状把握、分別ルールの設定・周知

【現状把握・計画策定】

- ・一般廃棄物や産業廃棄物について学ぶ
- ・自社の分別状況や分別方法を把握、分別ルールの徹底
- ・廃棄物の委託内容や処理の方法を把握
- ・廃棄物発生量や削減量、リサイクル率を把握、分析、目標設定

【社内周知・教育】

- ・写真やイラスト、多言語を活用した分かりやすい分別の表示・周知
- ・社員の意識向上に向けた研修や会議の開催
- ・パート、アルバイトなどを含むごみの排出担当者への教育

【推進体制づくり】

- ・3R推進委員会の設置や3Rリーダーの任命
- ・トップの理解と積極的関与

ステップ2 リデュース（発生抑制）

【プラスチック類】

- ・会議等でのマイボトル、マイカップ持参運動
 - ・お弁当買い出し時におけるマイバッグ活用推進
 - ・社員食堂や飲食店で繰り返し利用可能な箸やカトラリーの導入
 - ・雨天時の傘用ビニール削減に向けたしずく取りの設置
 - ・無包装、簡易包装への切り替え
 - ・スプーンなど特定プラスチック製品の有償化、消費者の使用意思確認
- ※特定プラスチック使用製品とは、プラスチック資源循環促進法で定められた12品目のことです。詳細は12ページをご覧ください。

【紙類ほか】

- ・デジタル化によるコピー用紙、掲示物、パンフレットの紙使用量削減
- ・ペーパータオルの過剰消費を防ぐためのハンカチ持参運動
- ・食べ切り運動等の食べ残し、売れ残り防止に向けた取り組み
- ・「3分の1ルール」など 商慣習の見直し

ステップ3 リユース（再使用）



【プラスチック関係】

- ・詰め替え商品の利用
- ・使用済みインクカートリッジのメーカー回収
- ・リターナブル容器を活用したお弁当の発注、販売
- ・通い箱の活用

【紙類ほか】

- ・封筒やファイル、事務用品等の繰り返し利用
- ・コピー用紙の両面コピーや裏面利用の推進
- ・使用期限の迫った防災備蓄食品の活用や寄贈

（具体的な取り組み例）

ステップ4 リサイクル（再資源化）



【プラスチック類】

- ・プラスチックのきめ細かい分類による資源化（ペットボトル、きれいなプラスチック、汚れたプラスチックなど）
- ・化繊の古着やペットボトルキャップ等の分別回収
- ・店頭での食品トレイ、ペットボトル等の回収

【紙類ほか】

- ・紙類のきめ細かい分類による資源化（白黒コピー紙、カラーコピー紙、新聞、雑誌、段ボール、付箋など）
- ・食品廃棄物とその他異物（割箸、紙ナプキンなど）の分別による資源化
- ・店頭での牛乳パック等の回収
- ・使用済み乾電池の分別回収
- ・環境に配慮した物品の積極的な利用、販売

ステップ5 点検・改善



【点検・課題の改善検討】

- ・分別状況や廃棄物量を定期的に点検し、改善内容を社内へ周知
- ・廃棄物処理費用の推移や優良事例等を周知して取り組みを見える化
- ・3Rの取組強化月間の設定

【幅広い関係者との協力】

- ・ビル管理会社やテナント等との情報共有、協力関係構築
- ・テナント向けに廃棄物の分別ルールを分かりやすく周知・表示
- ・廃棄物の処理業者や清掃業者との意見交換、最新の3R情報の収集
- ・自社ホームページを活用した3R取り組み状況の公表



プラスチックの3R

プラスチック資源循環促進法

近年、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機にプラスチックの国内資源循環の重要性が高まっています。

これを受けて、製品設計から廃プラスチックの処理に至るまでの各段階で、あらゆる主体がプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022年4月に施行されました。

本法律において各事業者には以下の取り組みが求められています。

①設計・製造段階



②販売・提供段階



③排出・回収・リサイクル段階



出典 「【消費者向け概要資料】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（環境省）より作成

このうち、「②販売・提供段階 使い捨てプラをリデュース」では「特定プラスチック使用製品」として12品目を設定し、該当製品を提供する「特定プラスチック使用製品提供事業者」に対して、使用の合理化に向けた廃棄物排出の抑制や製品の提供有償化、製品の薄肉化や軽量化に取り組むことが求められています。

対象製品	対象業種 [※]
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> 各種商品小売業（無店舗のものを含む） 飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む） 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊業
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> 各種商品小売業（無店舗のものを含む） 洗濯業

※ 総務省 日本産業分類

出典 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」（経済産業省 環境省）より作成

プラスチックの分別

オフィスビル等から排出されるプラスチックには、様々な種類があります。ペットボトルはもちろん、汚れの付いていないプラスチックについては、リサイクルが可能です。きれいなものと汚れたものに分別されていない場合、全てを汚れたプラスチックとして焼却処理せざるを得なくなりますので、注意が必要です。

ペットボトル



- ! キャップ・ラベルは外して、「きれいなプラスチック」へ入れてください。
- ! 本体は軽くゆすいで、潰してください。

再資源化



きれいなプラスチック



主なもの

- レジ袋 ● 商品の包装
- ペットボトルのキャップ、ラベル
- 金属部品が使用されていないもの
- 食品、化粧品等の内容物が付着していないもの

再資源化



熱回収



その他のプラスチック



できるだけ洗って「きれいなプラスチック」へ

主なもの

- 食品かすの付いた弁当、飲料容器
- ボールペン、蛍光ペン
- サンダル ● ラップ ● ゴム製品等
- 「ペットボトル」「きれいなプラスチック」に該当しないプラスチック

- ! テプラカートリッジは専用回収箱へ

極力分別して「その他のプラスチック」の量を減らしましょう!



焼却による熱利用等

プラスチックのリサイクル

再資源化には、2つのリサイクルの方法があります。再資源化が難しい場合には、熱回収によるエネルギー利用を図ることになります。

【再資源化】

①マテリアルリサイクル

プラスチックの破砕や洗浄等を行いフレークやペレットにし、新たなプラスチック製品の原料にします。

②ケミカルリサイクル

プラスチックを化学的に分解等して化学原料にします。

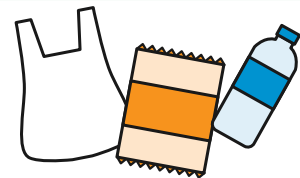
【熱回収】

焼却発電、固形燃料化等の方法があります。

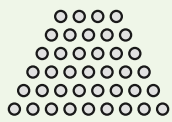
プラスチックのリサイクル例



プラスチック



マテリアルリサイクル

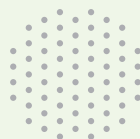


プラスチックを
フレークや
ペレットにする



様々な製品へ

ケミカルリサイクル



プラスチックを
ガス化させる



化学原料へ

熱回収



プラスチックを
破砕や成形する



**固形
燃料**

RPFなどの
固形燃料へ

さらなるRe

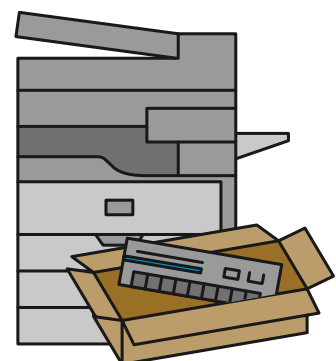
Refuse: 断る



Repair: 修理する



Return: 戻す



ボトル to ボトルの取り組み

プラスチックの再資源化に向けた取り組みとして、「ボトル to ボトル」が注目されています。東京都では清涼飲料業界と「ボトル to ボトル東京プロジェクト」を令和2年に立ち上げ、取り組みを進めています。

「ボトル to ボトル」とは？

使用済みペットボトルをペットボトルに再生利用する取り組みのことです。回収したプラスチックを同じ製品、同等の品質に戻すリサイクルは「水平リサイクル」と呼ばれ、マテリアルリサイクルの中でも特に注目されています。

「ボトル to ボトル」の効果は？

通常のペットボトルは他のプラスチック製品と同じく、有限な化石燃料である石油から生産されています。水平リサイクルを進めることで石油消費量を抑えることができ、CO₂の排出抑制にもつながります。

ボトル to ボトル東京プロジェクト

東京都では清涼飲料業界と連携し、ボトル to ボトルを推進する様々な事業を進めています。各事業ではオフィスビルや自動販売機横のリサイクルボックス等から回収される事業系のペットボトルをターゲットとし、使用済みペットボトルの回収量増加と、きれいな状態での回収（品質向上）を目的としています。「ボトル to ボトル」では回収したペットボトルをできるだけ多くペットボトルに再生利用することが重要ですが、飲み残しやたばこの吸い殻等の異物、ペットボトルキャップやラベルが混入していると再生利用が十分にできなくなってしまいます。

ペットボトルをきれいな状態で回収し、ペットボトルとして再生利用できるように様々な取り組みを進めています。



ボトル to ボトル東京プロジェクトの取り組み

取り組み① リサイクルボックスの新デザイン
異物混入率の低下に向けて、プラスチック製カップなどの投入が難しいリサイクルボックスをデザインし、実証実験を行いました。



取り組み② SmaGO を用いた啓発
スマートリサイクルボックス「SmaGO」へ、ペットボトルの資源循環に向けた広告を掲示しました。



紙類の3R

紙類は日常のさまざまな場面で使用されており、オフィスビル等からの排出が多い品目の一つです。まずはリデュース、リユースできるものがないか検討し、発生した紙類は分別を徹底した上でリサイクルしましょう。

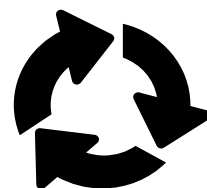
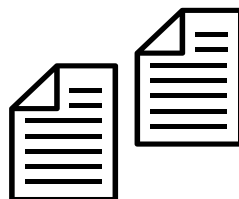
紙類リデュースの取組例

- ・ デジタル化によるコピー用紙、掲示物、パンフレット等の紙使用量削減
- ・ ペーパータオルの過剰消費を防ぐためのハンカチ持参運動



紙類リユースの取組例

- ・ 封筒や紙ファイルなどの繰り返し利用
- ・ コピー用紙の両面コピーや裏面利用の推進



紙類の分別

紙類の多くは製紙原料へのリサイクルが可能です。中にはリサイクルに適さないものもあります。リサイクル不適な紙類が混入しているとリサイクル製品の品質が低下してしまうため、適切な分別にご協力をお願いします。

主なリサイクル不適物

- 汚れた紙類（ティッシュ、ペーパータオルなど）
- 防水加工された紙類（紙コップ、紙皿など）
- カーボン紙、ノンカーボン紙（伝票など）
- 感圧紙（レシートなど）
- 食品残さの付着した紙類（ピザ、ケーキなどの紙製容器など）
- 臭いの付着した紙類（洗剤、石鹼などの紙製容器など）
- その他素材と複合した紙類（緩衝材と複合した封筒など）

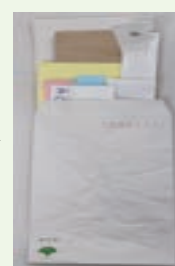
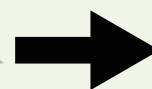


ペーパータオル

雑紙の分別に向けたヒント

紙類の一つである「雑紙」は紙箱やはがき、包装紙などの紙類をまとめた呼び方です。「雑紙」は可燃ごみとして排出されてしまうケースもありますが、分別すればリサイクルが可能です。

例えば、使用済みの紙製封筒などに入れると簡単にまとめることができ、封筒とまとめてリサイクルすることができます。



紙類のリサイクル

事業者から排出された紙類のうち、リサイクルに適していない紙類は熱回収されますが、正しく分別排出された紙類の多くは製紙原料としてリサイクルされ、新たな紙製製品の製造に利用されます。

事業者

まずはリデュースやリユースによる排出量の削減ができないか、検討してみましょう。

発生してしまった紙類は正しく分別することで、品質の高いリサイクル製品の製造につながります。(リデュース、リユースの取り組みや分別方法は 16 ページをご確認ください。)

紙加工業者

リサイクルされた紙類は加工業者によって新たな紙製製品に加工されます。



古紙問屋

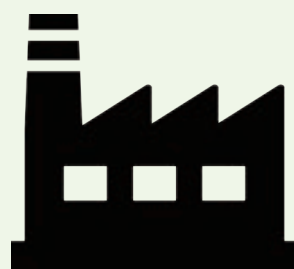
各事業者から排出された紙類は古紙問屋に搬入されます。古紙問屋では搬入された紙類にリサイクルできない異物が混入していないかを確認し、紙類の種類別に選別を行います。選別された紙類は圧縮・梱包され、それぞれ製紙会社に運搬されます。



製紙会社

製紙会社では、はじめに搬入された紙類を繊維まで分解します。その後、異物を取り除き、紙や板紙を生産します。

異物やリサイクルに適していない紙類が多く含まれていると、リサイクル製品の品質が低下したり、リサイクル製品が限定されてしまいます。



食品廃棄物の3R

食品小売業や外食産業などの食品関連事業者が排出する食品廃棄物は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）によって、発生抑制やリサイクル等が求められています。また、食品リサイクル法の基本方針では、再生利用等の各手法について優先順位が定められています。

優先順位① 発生抑制

他の廃棄物と同様に、まずは発生抑制を意識することが重要です。

優先順位② 再生利用

発生した食品廃棄物については、排出する量や組成などに応じて適切な再生利用を進める必要があります。なお、再生利用にも複数の手法が存在し優先順位が定められています。

優先順位③ 熱回収

油分や塩分を多く含むものなど、一部の食品廃棄物は再生利用を実施することが困難です。このような食品は焼却の際に発生する熱を利用する熱回収をすすめる必要があります。

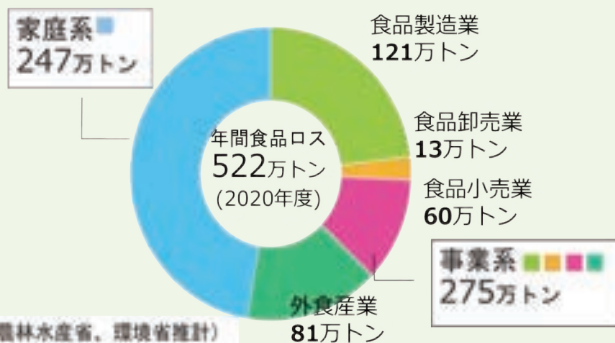
優先順位④ 減量

再生利用、熱回収も実施できない食品廃棄物については、脱水や乾燥、発酵等を行うことで食品廃棄物の減量化を図る必要があります。

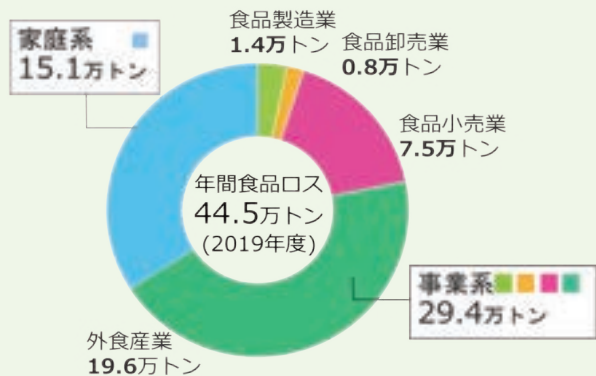
食品ロスとは

食品廃棄物のうち、食べ残しや売れ残った商品など本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を「食品ロス」と言います。食品ロスは日本国内で年間 522 万トン（2020 年）発生していると推計されています。東京都では年間 44.5 万トン（2019 年）の食品ロスが発生していると推計され、日本国内全体の 8.5% を占めています。また、全国と比較して事業系の食品ロスが多い点が東京都の特徴です。中でも外食産業、食品小売業から排出される食品ロス量が多く、食品ロス削減に向けては、これらの事業者の取り組みが必要不可欠です。

国内の食品ロス内訳 (2020 年度)



都内の食品ロス内訳 (2019 年度)



(東京都環境基本計画 2022 より再作成)

食品ロス削減に向けた取り組み

食品ロスは所有者様やテナント様だけでなく、利用者も含め一丸となって認識を共有し進めることが重要です。

また、取り組みをアピールすることで、利用者の理解促進や施設全体の魅力向上にもつながります。

取り組み① テナントが実施する 商慣習の改善のPR

メーカーが製造してから賞味期限の3分の1以内に店舗へ納品する「3分の1ルール」など、現行の商慣習を見直す取り組みが広がっています。このような取り組みを進めるとともに、入居テナントが実施している取り組みをPRしていくことで、さらなる普及につながります。

取り組み② フードドライブの実施

家庭で余っている食品を集め、フードバンクなど食品を必要とする団体に届ける活動を「フードドライブ」と言います。フードドライブを実施することで食品ロス削減につながる他、事業所内で実施することで職員の食品ロス削減に向けた意識の醸成や外部へのPRになります。

取り組み③ 他店のベストプラクティスを参考に

東京都では小売事業者が自律的に取り組みを行い、食品ロス削減を達成した事例をベストプラクティスとして紹介しています。ぜひ参考にしてください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo_torikumi/500100a20220301173236125.files/R3_bestpractice.pdf



再生利用の手法

食品廃棄物は再生利用の手法に優先順位が定められています。できるだけ優先順位の高い再生利用の手法を選択しましょう。

優先順位① 飼料化



優先順位② 肥料化



優先順位③ きのこ類の 栽培のために 使用される固形状の 培地への活用



優先順位④ その他再生利用 (メタン化等)



優良な取組事例

敬称略・五十音順

イケア・ジャパン株式会社

取組 01 消費者向け包装でのプラスチック廃止

環境汚染抑止のため、製品梱包に使用する包装資材を紙素材に変更。2028年までに100%プラスチックフリーの包装を目指す。



建物 すべてのイケア店舗

実績 プラスチック素材の包装を全体の10%以下まで削減（2021年11月発表）

取組 02 古紙緩衝材製造機を導入

古紙緩衝材製造機を導入し、店舗から排出されるダンボールを緩衝材としてリユース。お客様への提供やオンライン購入商品を配送する際の緩衝材として利用。



実際の緩衝材

建物 日本国内のすべての大型店舗

実績 プラスチック製の気泡緩衝材使用量を削減

株式会社サンリオエンターテイメント

取組 01 使用済み段ボールを分別して再利用 使用済み段ボールを大きさ別に分別・整理して社内便などに再利用。

建物 サンリオピューロランド など

実績 週30個程度を再利用（令和2年12月時点）

＼ 使用されている段ボール ／



＼ サイズ別に整理された使用済み段ボール ／



©'13,'21 SANRIO S/D-G ©'76,'89,'96,'01,'04,'17,'21 SANRIO APPROVAL No.P1202255

優良な取組事例

敬称略・五十音順

東京建物株式会社

取組 01 エコバッグ配布

ビニール袋の排出量削減を目的に、テナントへエコバッグを配布。ビル全体でプラスチック削減を推進。

建物 東京建物八重洲ビル
東京建物八重洲さくら通りビル

実績 エコバッグ 500 枚配布（令和2年 11 月時点）



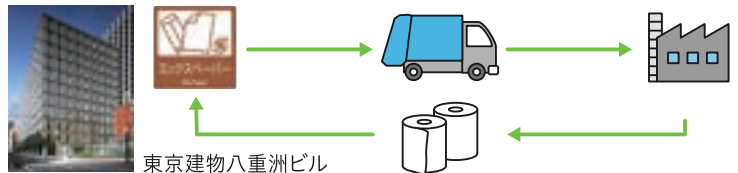
配布した
エコバッグ

取組 02 ミックスペーパーのリサイクル

建物から排出されるミックスペーパーの持込先である製紙工場で製品化されるトイレトーパーを購入。資源廃棄物の循環リサイクルを実感させることでリサイクル推進の意識を醸成。

建物 東京建物八重洲ビル

実績 ミックスペーパー約 1,300kg/ 月が
トイレトーパーへ（令和2年 12 月時点）



東京建物八重洲ビル

取組 03 テナント向けごみ分別推進会議の開催

消防協議会等の既存のテナント合同会議に合わせて、廃棄量・リサイクル率の現状や、社会情勢に関する情報を共有し、ごみ分別並びにリサイクル意識の向上を推進。

建物 東京建物町田ビル・東京建物東渋谷ビルなど

実績 年1回程度開催



テナント配布資料より抜粋



日本生命保険相互会社

取組 01 紙製クリアファイルの導入

プラスチック製クリアファイルの使用削減に向けて、紙製のクリアファイルを導入。また、耐性・透過性の高い生分解性プラスチック製クリアファイルの導入を検討中。

建物 日本生命丸の内ビルなど

実績 順次、利用を拡大。
2024 年以降、プラスチック製クリアファイルの
新規購入ゼロを目指す



使用されている紙製クリアファイル

優良な取組事例

敬称略・五十音順

日本ホテル株式会社 **日本ホテル株式会社**

取組

01

ワンウェイプラスチック製品の代替素材変更または廃止

ワンウェイプラスチック製品である客室のアメニティ、直営レストランで使用するカトラリーをバイオマス由来の代替素材へ変更、または提供を廃止。

建物 JR東日本ホテルズ

実績 3月末までに8品目を廃止または代替素材へ



代替素材のアメニティ、カトラリー

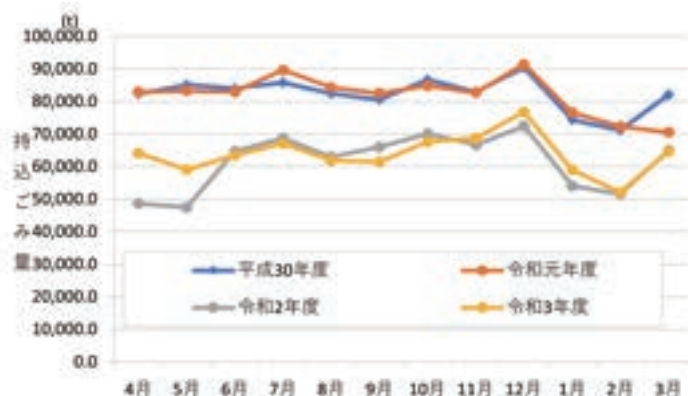
新型コロナウイルスの感染拡大による事業系廃棄物排出量

2020年1月に国内で初めての感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスは猛威を振るっています。特に、東京都へ初めて緊急事態宣言が発令された2020年4月以降は、事業活動に大きな影響を及ぼしています。この影響は廃棄物の発生量にも及んでいます。

右図は、2019年度から2021年度に23区内の清掃事務所に搬入された持込ごみ量※を比較したものです。

東京都に緊急事態宣言が発令された2020年4月、5月の持込ごみ量は2019年の同月と比較して6割程度に減少しています。また、緊急事態宣言が解除された2020年6月以降は2019年同月の7~8割前後で推移しており、令和3年度においても同様に推移しています。

各事業者の皆様におかれましては、今後も廃棄物排出量の削減に向けた取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。



出典：「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）より作成

※持込ごみとは、事業者自ら又は一般廃棄物処理業者が処理施設に搬入するごみです。

優良な取組事例

敬称略・五十音順

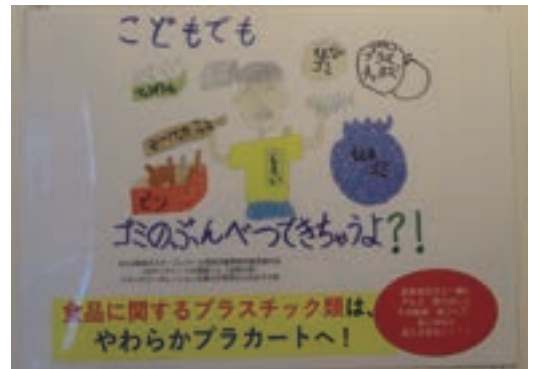
株式会社ベネッセコーポレーション

取組 01 環境ポスターコンクールの開催

環境教育の一環として、毎年夏休み期間中に社員のお子様を対象に環境ポスターコンクールを開催。優秀作品を事務所内、各フロアのごみ箱設置スペースに注意喚起のポスターとして掲示。

建物 ベネッセコーポレーション東京本部ビルなど

実績 8年連続で開催（2022年3月時点）



社内掲示ポスター

取組 02 事務用品をリユース

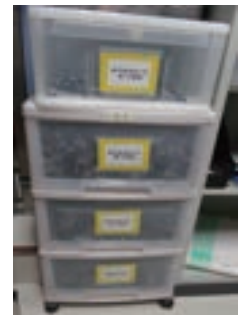
不要となった事務用品を毎週回収し、専用スペースで種類ごとに整理して管理。事務用品は全従業員が利用可能。

建物 ベネッセコーポレーション東京本部ビルなど

実績 段ボール8箱分程度 / 月を回収。
毎月、80人ほどが利用。



専用スペース



クリップはサイズ別に分類

三菱地所 三菱地所株式会社

取組 01 廃棄物再利用率、廃棄物排出量のデータを公表し、テナントとともに目標達成を目指す仕組みづくり

グループが運営管理する建物から発生する廃棄物について、数値目標を設定。テナントへの分別意識向上のための情報発信や、ペットボトルのマテリアルリサイクルを実施。取組の成果をホームページにて公表し、成果を見える化。



テナントへ配布しているサステナビリティガイド



三菱地所グループが掲げた目標



什器メーカーと協力し企画した分別ステーション



自社内の分別状況の周知資料

建物 三菱地所グループ運営管理する建物

実績 廃棄物再利用率は60.5%
廃棄物排出量は1㎡あたり約30%削減
(2020年度)

優良な取組事例

敬称略・五十音順



森ビル株式会社

取組
01

オフィステナントに向けた リサイクルハンドブックと 分別ステッカー

分別徹底のため、15種類に分別する独自のルールを設定。入居時にリサイクルハンドブックを配布。ゴミ箱には、わかりやすさを意識しデザインしたオリジナルの分別ステッカーを貼付。

建物 六本木ヒルズなどのオフィス

実績 全ての建物で活用



分別用ゴミ箱

ステッカー

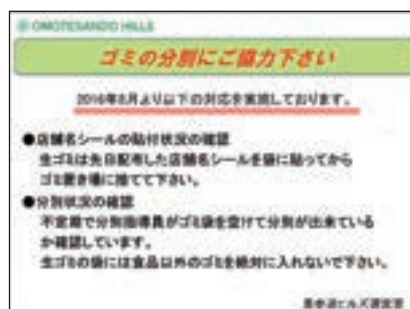
取組
02

店舗テナントに向けて 生ごみの袋に店舗名を記載

テナントから排出される生ごみのゴミ袋に店舗名を記載したシールを貼ることで、分別の主体性と分別精度を向上。また、定期的に分別状況の抜き打ちチェックを行い、テナントへの指導を実施。

建物 表参道ヒルズ（商業施設）

実績 分別徹底により、生ごみリサイクル率 100%



テナントへの配布資料



ゴミ袋のイメージ



コラム

食べ物が付着したお弁当の容器（弁当がら）は そのままではリサイクルが困難です！

オフィスから排出されるプラスチックのリサイクルには、弁当がらを分別することが大切！

対策
1

専用ゴミ箱を設置して、弁当がらを分別



対策
2

リターナブル容器を活用したお弁当を利用



セルフチェック①

設問の内容に当てはまる回答を「取り組んでいる（2点）」「一部取り組んでいる（1点）」「取り組んでいない（0点）」から選択して、合計点を算出してください。
 ※設問の取り組みについて取り組む必要のない事業所は「取り組んでいる」を選択してください。

1 基本的事項

	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違いを理解しているか 行動例 本ガイドライン3ページ「そもそも廃棄物ってなに？」を確認	2	1	0
2. 職場での3Rや分別の理解促進に努めているか 行動例 取り組みをまとめた資料の作成や配布、研修の実施	2	1	0
3. 分かりやすい分別表示になっているか 行動例 分別間違いが多い廃棄物の写真をゴミ箱に掲示	2	1	0
4. 職場から排出される廃棄物の種類や量を把握しているか 行動例 ゴミ箱の内容物確認や廃棄物の計量を実施	2	1	0
5. 定期的に排出量やリサイクル率を把握・分析しているか 行動例 毎月の排出量とリサイクル率を集計・分析して傾向を把握	2	1	0
6. 廃棄物の削減量やリサイクル率の目標を設定しているか 行動例 部署やフロアごとに削減量とリサイクル率の目標を設定	2	1	0

合計点 /12点

2 Reduce リデュース

	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1. 紙の使用量削減に取り組んでいるか 行動例 ペーパーレス会議やデジタルサイネージの活用、ペーパータオルの設置中止	2	1	0
2. マイボトルやマイカップ、マイバッグの利用を促進しているか 行動例 研修会や説明会、飲食店でのマイボトル、マイバッグ持参の呼びかけ	2	1	0
3. 食べ切り運動等の食べ残し、売れ残り防止に向けた取り組みを行っているか 行動例 お客様への食べきり啓発を実施、値引きなど売り切りに向けた取り組みの実施	2	1	0
4. 食堂やカフェテリアにおける使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいるか 行動例 繰り返し利用可能なカトラリーの導入やストローの配布中止	2	1	0
5. 包装材・梱包材の発生抑制に取り組んでいるか 行動例 簡易包装の製品購入や販売を検討・実施、納品業者への簡易包装の呼びかけ	2	1	0
6. 天候等の影響により、一時的に大量に発生する使い捨てプラスチックの見直しに取り組んでいるか 行動例 雨天時の傘用ビニールを中止し、傘のしずく落としを設置	2	1	0

合計点 /12点

セルフチェック②

設問の内容に当てはまる回答を「取り組んでいる（2点）」「一部取り組んでいる（1点）」「取り組んでいない（0点）」から選択して、合計点を算出してください。
 ※設問の取り組みについて取り組む必要のない事業所は「取り組んでいる」を選択してください。

3 Reuse リユース

	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1. 使用済みコピー用紙の再使用に取り組んでいるか 行動例 コピー用紙の裏面利用やメモ用紙として活用	2	1	0
2. 使用済みの封筒やファイル、事務用品の再使用に取り組んでいるか 行動例 使用済み封筒は社内便として利用し、ボールペンは芯のみを交換	2	1	0
3. 使用済みの容器や梱包材の再使用に取り組んでいるか 行動例 消毒液等は詰め替えボトルを利用し、使用済み段ボールは社内用に再使用	2	1	0
4. 電子機器や備品は修理等を行い、可能な限り繰り返し使用しているか 行動例 修理はもちろん、不要となった備品は他部署へあっせん	2	1	0
5. 使用済みインクカートリッジを再使用しているか 行動例 使用済みインクカートリッジはメーカーへ返却	2	1	0
6. 使用期限の迫った防災備蓄品の活用をしているか 行動例 防災備蓄品の買い替えを計画的に実施し、使いきれないものはフードバンク等へ寄贈	2	1	0

合計点 /12点

4 Recycle リサイクル

	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1. 紙類の分別を徹底し、燃えるごみの削減に努めているか 行動例 コピー用紙、新聞、雑誌、段ボールやミックスペーパー等に分別を細分化	2	1	0
2. 不燃ごみとプラスチックを分別しているか 行動例 きれいなプラ、汚れたプラ、ペットボトルに細分化	2	1	0
3. 使用済み電池やペットボトルキャップを分別しているか 行動例 専用回収ボックスを設置して回収	2	1	0
4. プラスチックのマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルを実施しているか 行動例 きれいなプラスチックは分別し、熱回収せずにマテリアルリサイクルをしている	2	1	0
5. 食品廃棄物の再生利用を実施しているか 行動例 異物や再生利用できない食品廃棄物を分別し、飼料化や肥料化を行っている	2	1	0
6. 環境に配慮した物品の積極的な購入・利用に取り組んでいるか 行動例 再生紙や再生プラ製品を購入・利用	2	1	0

合計点 /12点

セルフチェック③

設問の内容に当てはまる回答を「取り組んでいる（2点）」「一部取り組んでいる（1点）」「取り組んでいない（0点）」から選択して、合計点を算出してください。
 ※設問の取り組みについて取り組む必要のない事業所は「取り組んでいる」を選択してください。

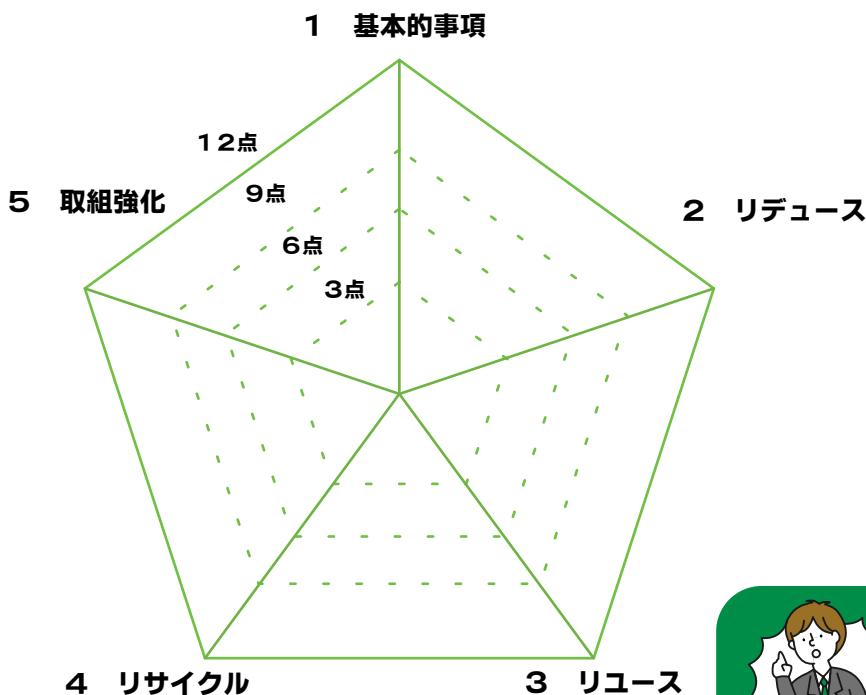
5 取組強化

	取り組んでいる	一部取り組んでいる	取り組んでいない
1. 分別状況や廃棄物排出量、再生利用率を定期的に確認し、取組向上に努めているか <small>行動例</small> 月ごとの推移を集計・分析し、社員へ周知、取組強化月間の設定	2	1	0
2. 分別ルールや分別表示の分かりやすさ向上に努めているか <small>行動例</small> 分別不適正事例を分析し、ごみ箱の配置変更や写真等でわかりやすく表示	2	1	0
3. 建物管理者やテナントと情報共有・意見交換を行い、協力関係の構築に努めているか <small>行動例</small> 年1回のテナント会議を開催	2	1	0
4. 3R向上に向けて、自社廃棄物の処理や建物清掃における課題の把握に努めているか <small>行動例</small> 廃棄物処理業者や清掃業者と意見交換を実施	2	1	0
5. 環境配慮に関する認証を取得しているか <small>行動例</small> ISO14000 シリーズ、エコアクション21等の取得	2	1	0
6. 自社の3Rの取り組みを公表しているか <small>行動例</small> 再利用率目標を毎年、ホームページで掲載	2	1	0

合計点 / 12点

総合点

/ 60点



総合点 48点以上
 ハイレベル

総合点 31~47点
 標準的レベル

総合点 31点以下
 がんばりましょう



レーダーチャートにそれぞれの取り組み状況の点数をマークし、今後の取り組みに活かしましょう！

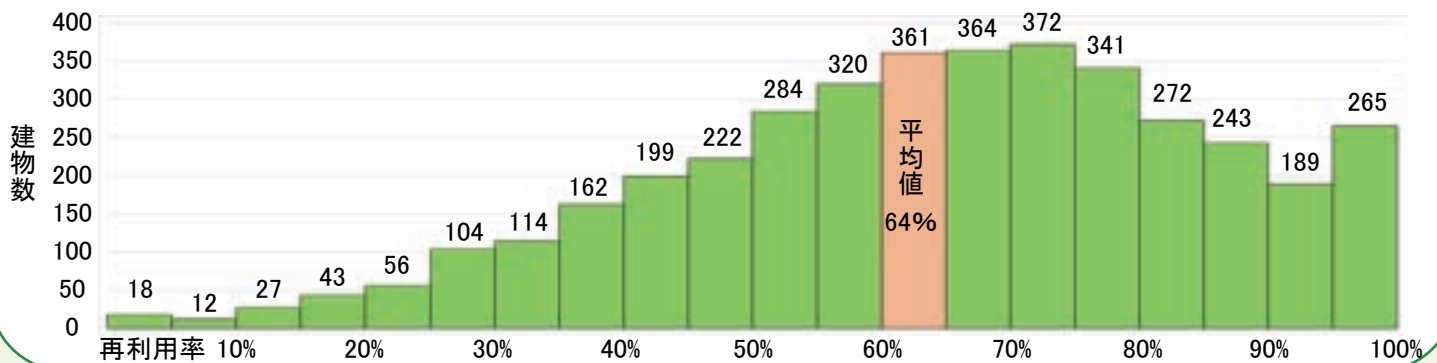
大規模建築物の再利用取組状況

区市町村では、大規模建築物を対象に廃棄物の再利用計画書の提出を義務付けており、この度、令和2年度の取組状況を取りまとめました。

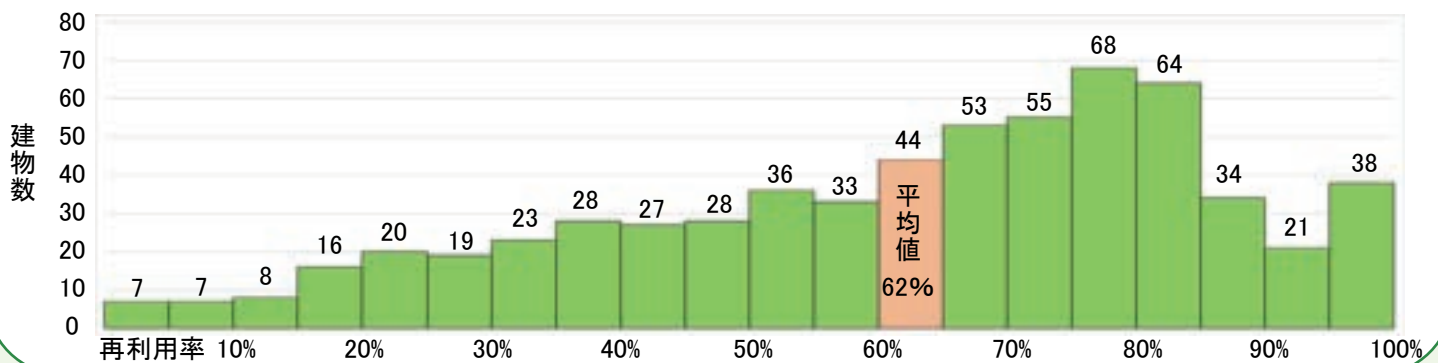
下図は、都内のオフィスビル、店舗（飲食店を除く）、飲食店・ホテル・式場について、全ての廃棄物の再利用率をまとめたグラフです。延床面積 3,000 m²以上のオフィスビルの再利用率の平均は約 64%、店舗（飲食店を除く）の再利用率は約 62%、飲食店・ホテル・式場の再利用率は約 42%となっています。なお、この再利用率には熱回収分も含まれたものになっています。

廃プラスチック対策を進めるに当たっては、CO₂削減の観点から3Rに取り組むことが重要です。きめ細やかな分別は、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルといった再資源化を進めやすくするだけでなく、再資源化が難しい場合の固形燃料化が進めやすくなることから、一層の分別の取組をお願いします。

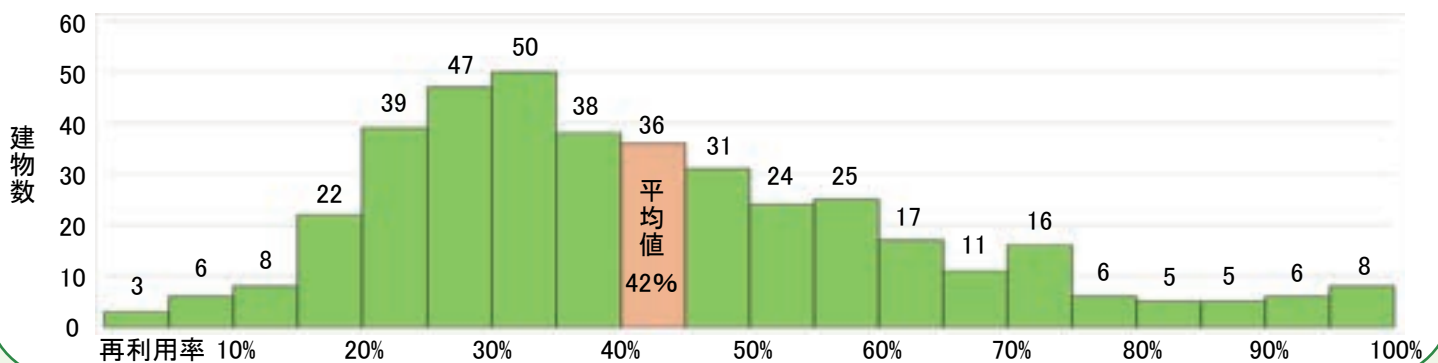
オフィスビルの再利用取組状況



店舗（飲食店を除く）の再利用取組状況



飲食店・ホテル・式場の再利用取組状況



Q&A

Q1 都のプラスチック削減の取り組みについて知りたい

環境局では2019年12月に「ゼロエミッション東京」及び「プラスチック削減プログラム」を公表し、2021年3月に「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report」を策定しています。

〈環境局ホームページ〉

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy.html

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy_2020update.html

Q2 職場の廃棄物の具体的な処理状況を把握したい

処理を委託している廃棄物処理業者（収集運搬業者や中間処理業者）へのヒアリングや、実際の処理施設に行き行って状況を確認※1する等の方法があります。

また、当該処理業者が廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者※2である場合には、会社情報や取得している処理業の許可内容、処理状況等についてホームページで公表しています。

※1 廃棄物処理法第12条第7項では、排出事業者が処理状況を確認することが努力義務として定められています。

※2 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者

Q3 排出量やリサイクル率等の把握・分析方法を知りたい

自ら計量した結果や、マニフェスト等のデータをもとに、月単位で廃棄物の排出量や従業員あたりの排出量、リサイクル量・率のほか、分別された品目ごとの処理費用・処理単価等をグラフ化するなどの方法があります。

また、自社における他事務所・他部署と比較することも有効です。

Q4 食堂やカフェテリア等で使い捨てやプラスチック削減に取り組むためには？

再使用可能なカトラリーの導入やマイボトル持参の呼びかけが考えられます。また、ストローや紙ナプキンを利用する際にはセルフにせず、必要な分のみ渡すことで過剰消費を抑えられます。加えて、止むを得ず割箸を利用する場合には、割箸のみを分別して回収することでリサイクルが可能です。

Q5 コロナ禍で排出量が増えたテイクアウトやコンビニ弁当等のプラスチック製容器はどのように分別すればよいか。

食べ残しや調味料等が付着した状態の汚れたプラスチック容器は焼却処理が中心となります。汚れを取れば、RPF等の固形燃料として有効活用することが可能となることもありますので、産業廃棄物の処理業者に確認してみましょう。なお、レジ袋や製品の包装に利用されていたきれいなプラスチックは分別することで、質の高いリサイクルが可能となります。

Q&A

Q6 コンビニの弁当容器等のプラスチック製容器は焼却処分するのだから、食べ残しの分別や水洗いは不要ではないか。

食べ残しや調味料が付着した弁当容器等のプラスチック製容器は、においや衛生面、食材に含まれる塩分等の理由から製品や固形燃料として有効活用することが難しく、焼却処分が中心となります。しかし、食べ残しを取り除き、簡単に水洗いすることで固形燃料(RPF)やフラフ等の石炭代替素材の産業用原燃料として有効活用することができ、新たな石油資源の利用を抑制し、CO₂削減を図ることが可能です。

Q7 なぜ最新のリサイクル情報の収集やリサイクル方法の見直しが必要なのか。

リサイクル技術は年々進化しており、以前はリサイクルできなかった廃棄物がリサイクル可能となっている場合があります。また、より環境負荷の少ない新たなリサイクル手法が確立されている場合もあるため、最新の情報を収集することが重要です。

コラム

小型充電式電池（リチウムイオン電池などの二次電池）は取扱いに注意をお願いします

廃棄物の処理過程で小型充電式電池による発火事故等が頻発しています

排出側が小型充電式電池使用製品であることを知らなかったり、使用製品から小型充電式電池を取り外せないなどで、発火の可能性があることを収集段階で廃棄物処理業者などに伝えずに処理を依頼してしまうことがあります。こうしたことが原因で廃棄物処理業者などが処理する過程で発火するなどの事故が発生しています。

処理を委託する産業廃棄物に、小型充電式電池や小型充電式電池使用製品が混入しないよう、分別しなければなりません。小型充電式電池使用製品から小型充電式電池を取り出せない場合は、運搬時や中間処理業者に処分過程で取出しをしてもらうようにして委託してください。

小型充電式電池

電池にはリサイクルマークが表示されています。



リチウムイオン電池



ニッケル水素電池



ニカド電池



小型制御弁式鉛蓄電池

小型充電式電池が使用されている主な製品

- ・携帯電話
- ・スマートフォン
- ・モバイルバッテリー
- ・パソコン
- ・デジタルカメラ
- ・携帯型ゲーム機

3Rアドバイザー事業のご案内

廃棄物全般の知見を持つ3Rアドバイザーが、各事業所に即した
廃棄物・資源物の3R実践方法をアドバイスします。

対象

無料で行います

都内でオフィスビル、商業施設として利用されている事業用大規模建築物*

※事業用の延床面積が3,000㎡以上の建築物

(自治体によって該当する面積が異なるため、まずはお問い合わせください。)

サービス内容

①3Rに関するアドバイス

3Rアドバイザーが訪問し、現状についてお話を伺い、現地確認をさせていただきます。
その後、口頭で3Rに向けた簡単なアドバイスを行います。

②アフターフォロー

3Rアドバイザーが伺った事業者様に対して、後日改めて訪問させていただき、アンケート調査等を行います。

その結果を踏まえ、事業者様の課題に対する解決策のご提案や3R促進に向けた取組状況の確認等をサポートいたします。

③講習会の開催

ご要望のあった事業者様に対して、社内での3Rに関する講習会の開催をサポートいたします。

実際のお悩み例

Q 3Rに関する取組みは何から始めたら良いですか？

A まずは毎日発生するごみの分別から取り組んでみてはいかがでしょうか。
「捨てればごみ、分ければ資源」という意識がコスト削減につながります。

Q プラスチックはどのように分別すれば良いですか？

A 不燃ごみではなく、プラスチックとして分けて分別するとリサイクルできます。
分別表を作ると効果的に周知できますよ。

お客様の声

満足度約90%

- ・ごみ箱の分別表示に対する意識が高まりました！
- ・リサイクル率を上げる具体的な方法が分かりました！

お問合せ先



公益財団法人東京都環境公社 東京サーキュラーエコノミー推進センター行動変容支援チーム
Tel 03-6666-9198

URL <https://www.tokyokankyo.jp/jigyos/resource-circulation/3r-adviser>

廃棄物・資源循環に関する組織の紹介

廃棄物等に関する行政組織

<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインに関すること ・リサイクル全般に関すること 	環境局資源循環推進部計画課 計画担当 Tel. 03-5388-3577
<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック対策に関すること 	環境局資源循環推進部計画課 計画担当 Tel. 03-5388-3593
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業の許可・変更に関すること 	環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 審査担当 Tel. 03-5388-3587
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理委託に関すること 	環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 規制監視担当 Tel. 03-5388-3589
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物に関すること 	事業所が所在する各市町村に お問い合わせください。

関係団体

プラスチック	一般社団法人プラスチック循環利用協会 Tel. 03-6855-9175 https://www.pwmi.or.jp/
	全日本プラスチックリサイクル工業会 Mail info@jpra.biz http://www.jpra.biz/
ペットボトル	PET ボトルリサイクル推進協議会 Tel. 03-3663-7591 https://www.petbottle-rec.gr.jp/
古紙	公益財団法人古紙再生促進センター Tel. 03-3537-6822 http://www.prpc.or.jp/
アルミ缶	アルミ缶リサイクル協会 Tel. 03-6228-7764 http://www.alumi-can.or.jp/
スチール缶	スチール缶リサイクル協会 Tel. 03-5550-9431 https://steelcan.jp/
小型充電式電池の処理 (リチウムイオン電池など)	一般社団法人 JBRC https://www.jbrc.com/
固形燃料化リサイクル	一般社団法人日本 RPF 工業会 Tel. 03-6206-8000 https://www.jrpf.gr.jp/

MEMO

A memo page with a light green background. At the top center, the word "MEMO" is written in a bold, dark green, sans-serif font. Below the title is a large white rectangular area with rounded corners, outlined in dark green. This area is divided into 18 horizontal lines by dark green lines, creating a space for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page.